

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和7年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は6(不)1号及び7(不)1号の2件で、新規に申し立てられたものは1件である。

不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
係 属	前年からの繰越		2	0	0	1	1	
	新 規 申 立		0	0	1	2	1	
	計		2	0	1	3	2	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
			一部	1	0	0	0	0
		棄 却		1	0	0	0	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		0	0	0	1	1
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		0	0	0	1	1
	翌年への繰越		0	0	1	1	0	
	計		2	0	1	3	2	
	終結事件の平均処理日数(日)			530	—	—	163	385

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	上部 団体	被申立人	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
6 (不) 1	ユニオンX	無	有限会社Y 他1社	卸売業、小売業	団交拒否	2号	6. 2. 22 7. 8. 5	531	6. 4. 19 (5) — (—) —	取下 げ	
7 (不) 1	X組合	有	株式会社Y	その他サービ ス業	団交拒否	2号	7. 3. 4 7. 10. 28	239	7. 6. 27 (2) — (—) —	関与 和解	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否か審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	不当労働行為	0	1	0	0	1
7年新規分	不当労働行為	0	1	0	0	2
	法人登記	1	0	0	0	
	委員推薦	0	0	0	0	
	労働者供給事業	0	0	0	0	
合計		1	2	0	0	3

4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は地方公営企業等の職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者、すなわち労働組合に加入することができない者の範囲を認定し、これを告示することとなっている。

令和7年中に行った認定・告示は1件である。

認定 番号	認定 年月日	告示 年月日	地方 公営 企業 等名	勤務箇所	労働組合法第2条 第1号に規定する者	備考
1	7.6.25	7.7.4	静岡市上下水道局	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課 上下水道経営企画課 上下水道経理課	局長、局次長、部長、参与、課長、水道事務所長、下水道事務所長、担当課長、参事 主幹 課長補佐 総務係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査 課長補佐 経営戦略係の係長、副主幹、主査 課長補佐 経理第1係の係長、副主幹、主査 経理第2係の係長、副主幹、主査	組織改正に伴う変更